

官民連携データセンター整備促進ファンド 運営事業者募集要項

令和 8（2026）年 7 月
東京都 産業労働局

第1 本事業の目的

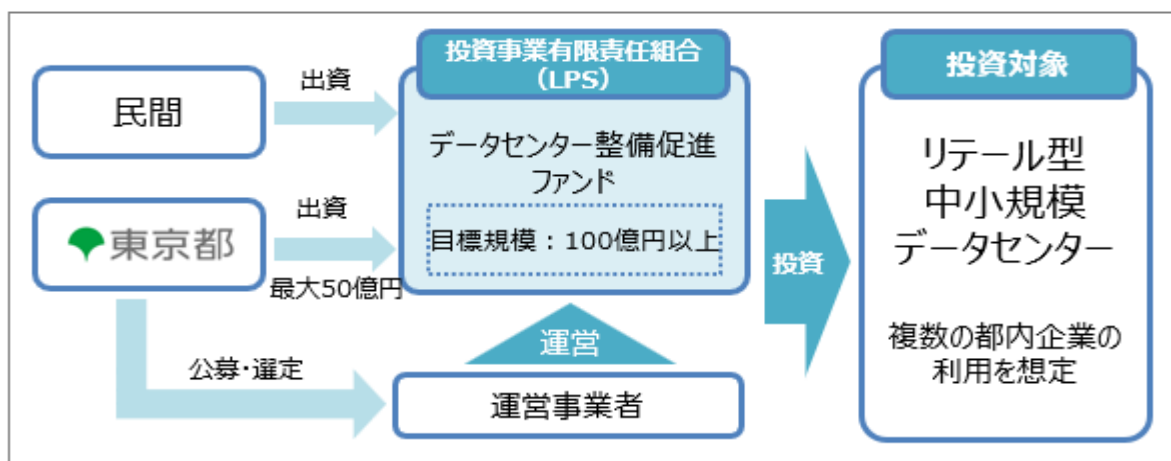
東京都は、2050 東京戦略で『世界で最も情報技術を使い、便利で快適な「スマート東京」の実現』を掲げ、その基盤となる高度な通信環境等を整備することとしている。AI の進展等に伴うデータ処理の増加へ対応するためには、情報通信インフラの高度化が必要であり、企業の持続的成長を支えていく上で、通信速度や接続の安定性等の観点から企業の近接地に設置可能なデータセンターの重要性が高まっている。

また、整備に当たっては、都の「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」や、今年開始予定の「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の認定制度を踏まえ、環境やまちづくりに配慮した整備を後押しすることとしている。

こうした背景のもと、都は、より多くの都内企業等が利用可能なリテール型中小規模データセンターの整備に資金供給を行うことにより、様々な都内企業の技術開発や事業拡大を後押しするとともに、当該領域における新たな資金の流れを創出することで、民間主体での整備の気運醸成につなげていくことを目指し、官民連携ファンドを創設する。

については、本事業の趣旨や目的に賛同し、本ファンドの業務を遂行する運営事業者を下記のとおり募集する。

【本ファンド事業のスキーム（イメージ）】



第2 本ファンドの概要

運営事業者は、本ファンドについて、本事業の目的を実現することができるよう、以下に掲げる事項を満たすことを原則とし、各事項について、必要に応じ投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）等において位置付けること。

1 基本スキーム

- (1) 本ファンドにおいて、東京都が出資するファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）に基づく投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）とする。
- (2) 本ファンドは、新設する LPS を基本とし、必要に応じて既に設立された LPS やその他のストラクチャーも可とする。
- (3) 東京都は、LPS の有限責任組合員（以下「LP」という。）として、最大で総額 50 億円を出資する。東京都の出資分については、令和 8 年度内に一括払込とし、組合契約締結後、速やかに払い込むこととする。
- (4) 各運営事業者が組成するファンドは、東京都の出資額と同額以上の民間等からの出資を集めることを前提とし、東京都の出資額は、民間等を含むファンドの出資約束金額の総額の 2 分の 1 までとし、50 億円を最大とする。また、本ファンドへの出資約束金額又は出資履行金額（以下「ファンド規模」という。）の総額で 100 億円以上を目標とする。
- (5) 上記(4)のファンド規模は、本ファンドに対する東京都の出資額と、本ファンドに対する民間等からの出資約束金額又は出資履行額の合計とする。
- (6) GP は、ファンド規模の 1 % 以上の額を出資することとする。なお、GP の関係会社からの出資と合算する場合は、両者の資本関係等及び関係会社からの出資を合算する妥当性について、書面での説明を行うこと。
- (7) 本ファンドの存続期間は、本事業の目的達成のために必要と考えられる合理的な年数を設定すること。

2 投資方針等

本ファンドの投資方針等は、以下の通りとする。

- (1) LPS は、原則としてデータセンター事業（※）に投資を行うために組成されたビークルを通じて、投資を行うこととする。
※ 施設のみならず、サーバーやネットワーク設備、その他付帯設備についても投資対象として含めることを可とする
- (2) LPS の投資対象は、「専ら対象事業の運営又は実施を目的とする法人（以下、「SPC 等」という。）」を基本とする。
<SPC 等の具体例>
 - ・ 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの
 - ・ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社又は合同会社であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの
 - ・ 不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する特例事業者であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの

- ・ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に規定する投資法人であって、専ら対象事業の施行を目的とするもの
- (3) 投資対象となる SPC 等が施行するデータセンター事業は、都心のビルにも設置可能なタイプや、モジュールタイプ、コンテナタイプなど都内企業の近接地にも設置可能な規模のデータセンターを整備するものであること。
- (4) 投資対象となる SPC 等が施行するデータセンター事業は、東京都の「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」や、東京都が近日公表を予定している「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の認定制度の内容を十分踏まえたものとする。
- (5) 投資対象地域は、都内及び東京近郊とすること。この場合の東京近郊とは、東京電力管内のことを指す。なお、都内企業がより速い通信速度や接続の安定性等を確保できるという観点から、都内立地が望ましい。
- (6) 原則として、既存で運営されているデータセンター事業への投資は対象外とする。ただし、既存の施設を、リノベーション等を行うことで、データセンターとして新たに利活用を開始する案件については可能とする。
- (7) 本ファンドからの投資によって整備するデータセンターの利用者は、主に都内企業を想定すること（全体利用企業数に対する都内企業の割合については、原則、東京都の出資割合以上とすること）。
- (8) 運営事業者は、環境配慮への取組の導入や都内企業の利用等を促進するに当たり、東京都の出資金に対する想定利回りを本ファンドの民間出資等の想定利回りより低く設定する必要がある場合は、これをできるものとする。その際、その必要性と妥当性等の根拠について、提示すること。
- (9) 上記(8)において、東京都の出資金に対する利回りを民間出資等の想定利回りより低く設定する場合、ファンドスキームに優先・劣後構造を採り入れ、東京都は、優先・劣後構造の中での優先部分（配当及び残余財産分配について普通出資に優先）へ出資することとする。

3 出資金の払込・管理方法

- (1) 東京都の出資金の払込方法は、「一括払い」方式とすること。また一括払込は令和 8 年度内に実施するものとする。
- (2) 東京都の「一括払い」方式によって払い込まれた出資金については、通常の「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」へ振替送金すること。当該振替送金をもって出資履行として取り扱うこと。
- (3) 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座の入出金を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を定期的に東京都に報告すること。
- (4) 本ファンドは、東京都に分配した分配金の返還を求めないものとする。

4 東京都の関与

- (1) 東京都は、本ファンドの投資委員会等にオブザーバーとして出席できるものとする。
- (2) 東京都は、本ファンドの諮問委員会の委員を指名できるものとする。
- (3) 東京都は、定期的に外部専門家を活用しながら、本ファンドによるデータセンターの整備状況や本ファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、運営事業者との意見交換を行うことができるものとする。
- (4) 東京都は、運営事業者及び本ファンドの財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について

必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

- (5) 東京都は、運営事業者と協議の上、実行された投資対象案件の概要を公表できるものとする。

5 報告義務

- (1) 運営事業者は、東京都に対し、本ファンドの業務執行状況、財産状況、投資案件の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- (2) 運営事業者は、東京都に対し、下記の事項に関し報告するとともに、東京都から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。
- ア 投資実行した場合のプロジェクトの案件概要、及び投資額等
 - イ 投資先案件に発生した重要な事情（事故、天災等）の内容等
 - ウ 投資先案件の1年ごとの収支やその他の運営状況
 - エ 投資先案件に関するモニタリングの内容
 - オ 売却等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、売却額等
- (3) その他、LP に対して報告すべき事項が生じた場合には、速やかに LP である東京都に対して報告を行うものとする。
- (4) 運営事業者は、東京都を含む LP に対して運用報告会を年1回以上実施するものとする。

6 その他

- (1) 本ファンド創設にあたって、東京都は適格機関投資家ではない点に留意すること。
- (2) 本ファンド創設にあたって、東京都は出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- (3) 東京都は、東京都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- (4) 東京都は、本ファンドへの出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- (5) 本ファンドの運営事業者において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- (6) 東京都に対する組合財産の分配（清算人による残余財産の分配を含む。）については、出資持分等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- (7) 本ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、東京都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- (8) 契約書は、「投資事業有限責任組合契約書例及びその解説（令和7年版）経済産業省」（以下「モデル契約」という。）を参考にしつつ、東京都から別途指示された場合には、当該指示に従うこと。
なお、モデル契約からの大幅な修正又は重要な条項の修正を求める場合には、組合契約締結に至らない場合がある点に留意すること。
- (9) 東京都から検査・監査への協力を求められた場合は、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。

7 反社会的勢力への対応

- (1) 運営事業者及び共同提案者のすべての役職員及びすべての組合員が、契約締結時点において反社会的勢力でないこと、本ファンドの存続期間中の全期間において反社会的勢力に該当しないこと、及び本ファンドの解散・清算後も反社会的勢力に該当するおそれがないことを、表明し、保証すること。

- (2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には組合員の除名事由に該当するものとするとともに、一切の責任を負うこと。
- (3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力が関与する事業を除外すること。

第3 事業者の応募資格

1 応募資格は、応募時点で以下全ての条件を満たす法人等とする。

- (1) 金融商品取引法その他のファンド規制を遵守して、自らが運営事業者となり、本要項を満たすファンドを創設し運営を行うことのできるもの（※）
※ 運営事業者が運用を別会社に委託する場合、複数社が合同会社等を設立し運営事業者となる場合、又は契約等に基づき運営事業者と運営事業者以外の複数社が共同してファンド運営及び投資対象事業の運営を行う場合、参加申込書において明記するとともに、企画提案書において当該複数社の関係性について具体的に記載すること。
- (2) ファンドの運営事業者として実績を有するもの（※）
※ 新興資産運用業者（本事業では設立から概ね5年以内の資産運用業者をいう。以下同じ。）がファンドを運用し実績を積む機会を創出する観点から、応募事業者が新興資産運用業者で業歴が浅い場合は、応募事業者のメンバーが当該新興資産運用業者の前に在籍していたファンド運営事業者や共同提案者における当該メンバーの実績を含めることを可とする。
- (3) 「第2 本ファンドの概要」を満たしているか、又は満たすことのできるファンドを運営している、若しくは運営する予定であるもの
- (4) 本ファンドを設立するに当たって、東京都がLPとして出資する際に必要な法的要件（第二種金融商品取引業、投資運用業、適格機関投資家特例業務の届出等）を備えているものとする。なお、東京都は金融商品取引法第2条第31項で定める「特定投資家」ではない点、特に、同項第1号に定める「適格機関投資家」ではない点に留意すること。

2 ただし、以下のいずれかに該当する法人等は応募することができない。

- (1) 一般競争入札の参加者の資格（地方自治法施行令第167条の4）に規定された各号の要件に該当するもの
- (2) 東京都から指名停止措置を受けているもの
- (3) 事業税その他租税の未申告・滞納があるもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立がなされているもの
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産者で復権を得ないもの
- (6) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けているもの
- (7) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの

第4 募集期間

令和8年7月14日（火曜日）から8月31日（月曜日）午後5時まで

第5 質問受付期間

令和8年8月21日（金曜日）午後5時まで

次のアドレス宛てに、質問を文書にて（様式自由）E-mailにより送付すること。

E-mail（送付先）：S0290108@section.metro.tokyo.jp

※ E-mail の件名は「【データセンターファンド】（事業者名）・質問」とすること。

東京都が必要と判断した場合には、質問者全員に E-mail にて質問及び回答を送付する。

第6 提出書類

下記所定の書類の電子データを募集期間内に必着するよう、郵送又は E-mail により提出すること。
なお、E-mail での提出の際は、下記電話番号宛に受信確認の連絡を行うこと。

※ E-mail の件名は、「【データセンターファンド】（応募事業者名）・書類提出」とすること。

1 提出書類

A. 企画提案書（ファンド設立趣意書）

B. その他提出書類

※ 提出方法の詳細については、別紙2 参照

2 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階南側

東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課（市場活性化ライン）

電 話：03-5320-6274 E-mail：S0290108@section.metro.tokyo.jp

第7 審査・選定方法

応募資格を満たす者について、「運営事業者選定基準」に基づき、選定委員会にて審査を行い、本ファンドの運営事業者を選定する。

1 審査方法

- ・ 選定委員会において審査を行う。
- ・ 選定委員会の委員には必要な外部専門家を招聘する。
- ・ 応募事業者より提出された書類等に基づき下記「2 審査項目」の各項目について審査を行う。
- ・ 応募事業者の数が一定数を超えた場合、提出書類に基づく書面審査を一次審査として実施し、最終審査に進む応募事業者を一定数に絞る場合がある。
- ・ 最終審査に進む応募事業者に対し、ファンド調査専門機関による適正調査（デューデリジェンス）を実施する。
- ・ 最終審査では、応募事業者による企画提案に係るプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する。
- ・ 東京都から資料の提出や説明を求められた場合、応募事業者は速やかにその対応を行うこと。
- ・ 審査過程において東京都が出資することが困難と判断される課題が見受けられる場合（応募事業者として速やかな対応を行わない場合等）には、その後の審査は行わない。
- ・ 選定結果（採択の可否）は全ての応募事業者に対し通知する。
- ・ 選定結果（不採択の理由等）に関する問合せには一切応じない。

2 審査項目

別紙3「運営事業者選定基準」を参照

第8 今後の全体スケジュール（予定）

- ・ 令和8年7月14日～8月31日 運営事業者募集期間
- ・ 令和8年9月 一次審査
- ・ 令和8年9月～10月 ファンド調査専門機関による適正調査（デューデリジェンス）
- ・ 令和8年10月～11月 選定委員会での審査・選定
- ・ 令和8年11月～12月 組合契約の調整・締結
- ・ 令和9年1月 本ファンドへの東京都の出資（一括払込み）

第9 注意事項等

- 1 東京都から本ファンドの運営事業者を選定された事業者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 速やかに本ファンド創設の準備を行い、組合契約の締結に向け最大限の努力を払うこと。
 - (2) 運営事業者の選定後、やむを得ない理由がある場合を除き、令和9年1月頃までに東京都を含む関係当事者と組合契約を締結すること。
 - (3) 企画提案内容等に関して、東京都が求める場合には、運営事業者を選定された事業者はその内容について適宜協議に応ずること。なお、運営事業者を選定された事業者が、当該協議によらずに、応募時の企画提案内容等と異なる内容の組合契約の締結を東京都に対して求める場合には、東京都は契約を締結しないことがある。この場合において、東京都はその責任を負わない。
- 2 運営事業者を選定された事業者において違反があったと東京都が認める場合又は不当な行為があったと東京都が認める場合は、東京都は何ら責任を負うことなく出資の意思を撤回し、又は東京都の判断において運営事業者の募集手続の一部を変更することができる。
- 3 東京都は、自らの裁量において、事前の予告なく、本要項に定めるスケジュールや手続について、変更又は中止等を行うことができるものとする。また、東京都は、本要項に定めるスケジュールや手続の変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対しても、一切の責任を負わないものとする。

参 加 申 込 書

東京都知事 宛

所 在
会社名
代表者名

当社は、官民連携データセンター整備促進ファンドの運営事業者募集に関し、官民連携データセンター整備促進ファンド運営事業者募集要項（別紙を含みます。）に記載の全ての内容を承諾した上で、下記のとおり参加申込みいたします。また、添付書類に記載の主な内容が真実かつ正確であることを表明し、保証いたします。

記

1 東京都の出資形態（以下のいずれかに丸を付けてください。）

- (1) 新規に設立するファンドへの出資
- (2) 設立済ファンドへの追加出資
- (3) その他

2 東京都に対する出資希望額（上限額・下限額）

- (1) 上限額： 億円

（都出資と同額以上の民間出資を集めること前提とした受入可能額を、50 億円を限度に記載）

- (2) 下限額： 億円

（本ファンド事業の目的を達成するため最低限必要な都からの出資額を記載）

3 東京都が出資する組合名と設立（予定）時期

- (1) 組合名（仮名でも可）： 投資事業有限責任組合
- (2) 組合設立（予定）時期： 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 企画提案書（ファンド設立趣意書）
- (2) その他提出書類（本参加申込書を含みます。） 一式

5 運営事業者として新設会社を設立する場合

- (1) 新設会社名（仮名でも可）：
- (2) 会社設立（予定）時期： 令和 年 月 日

6 共同提案をする場合

共同提案者：

所 在

会社名

代表者名

印

7 ファンド設立のための法的資格（以下のいずれかに丸を付けてください。）

- (1) 第二種金融商品取引業・資産運用業

有資格者の名称

：

- (2) 適格機関投資家等特例業務の届出

適格機関投資家等の名称(未定でも可)：

別紙2 添付書類概要

A 企画提案書（ファンド設立趣意書）

次の項目順に従い、1つのPDFデータにまとめて提出すること。なお、A4判（横）で作成し、合計30枚程度とすること。

1 応募事業者（ファンド運営会社）の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去2期の決算状況（売上・利益・自己資本等）と今期の収支見込み
- (6) 過去2期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し

2 ファンドスキーム

(1) 本ファンドの運営方針

本事業の目的を達成するための応募事業者の本ファンド運営方針等

(2) 本ファンドの基本概要

- ア 概要（ファンド名称、ストラクチャー、ビークル形態、投資形態等）
- イ ファンド規模（民間出資想定額、想定最小額～最大額）※都出資想定分除く
- ウ 機関投資家等からの民間出資の出資先ビークル形態及び払込方法
- エ 民間出資者構成の見通し（候補者の有無・名称、出資予定額、出資確度等）
- オ 運営事業者等の出資金額（共同提案者及び実質一体のグループ会社の出資などを含む）
- カ 存続期間、投資期間、出資約束金額を確定させる場合の初回と最終のクロージング日

(3) 投資対象

ア 投資対象案件の概要

※ 投資対象案件の規模・タイプ、「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」や「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の認定制度との整合、エリア・立地、利用企業等の想定について記載すること

イ 累計投資先数及び一件当たりの平均投資額（想定）

ウ 回収方針、配当金の分配

(4) 想定する出資利回り、本ファンドに係る費用、報酬等

ア 東京都の出資の利回り及び民間出資等の利回り

イ 運営事業者の管理報酬などの各報酬の計算式、対象期間等

ウ 本ファンドの組成・運営に係る費用

3 投資チーム

- (1) 提案ファンドにおいて、予定する全ての投資・運営担当者の履歴（過去ファンドにおいてキーパーソン条項の対象者か否かの区別を含む）、専門分野、投資実績（特に提案ファンドが投資対象とする分野を含むインフラファンドにおけるソーシング（具体的手法を含む）、エグジット実績等）
- (2) 他の団体や企業など連携する外部ネットワーク（特に、共同提案者を含む応募提案者にデータセンター分野での専門的知見を有する者が不在の場合には、データセンターの設計・開発・運営等

の知見を補完するための方策について、具体的に記載すること)

- (3) チームとしての安定性（役割分担等）
- (4) チームの強み、競争優位性

4 投資プロセス

- (1) 投資戦略
- (2) ソーシング（具体的に記載）及び案件の開発・選定のプロセス
- (3) 投資対象案件の管理体制・運営プロセス
- (4) エグジット戦略
- (5) 運営する他のファンドとの関係性、及びコンフリクト排除のメカニズム

5 管理・レポーティング体制等

- (1) ミドル・バック担当者数（アウトソースしている場合はアウトソース先の体制を含む。）
- (2) 各担当者の履歴、専門分野、担当分野
- (3) チームとしての安定性（役割分担等）
- (4) コンプライアンス監視体制（担当者、外部顧問弁護士等との契約の有無）
- (5) レポーティングの頻度
- (6) 秘密保持、利益相反防止への取組状況（同業類似の事業、並行投資、本ファンドと本ファンドの関係者間での取引等）
- (7) 本ファンドによる事業成果について運営事業者等としての対外的な周知策（投資・実績等）

6 東京都が求める要件への対応

- (1) 本ファンド創設における法的要件充足に向けた対応策
適格機関投資家ではない東京都を LP としてファンドを成立させるための法的対応策
- (2) 一括払い要件（「第2の3 出資金の払込・管理方法」参照）
組合契約書への記載の可否
- (3) 投資委員会へのオブザーバー参加要件
組合契約書への記載の可否

7 これまでのファンド運営実績（トラックレコード等）

原則として、応募事業者、共同提案者又は提案ファンドのマネージャー個人が運営していた、すでにクローズしたファンドの以下項目を記載。クローズしたファンドがない場合は、運用中のファンドについて可能な限り記載する。

- (1) ファンド内容
 - ア 概要（名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等）
 - イ 投資内容（投資テーマ、投資対象 等）
 - ウ 期間（存続期間、投資期間）
- (2) 投資成果
 - ア 投資倍率（ネット/グロス）
 - イ IRR（ネット/グロス）
 - ウ DPI（実現倍率＝分配金累計金額/Paid In Capital）

B その他提出書類

- 1 参加申込書（別紙 1 参照）
- 2 応募事業者資料（企画提案書等の根拠資料）
 - (1) 応募事業者(共同提案者を含む)の履歴事項全部証明書（直近 3 ヶ月以内に取得したもの）
 - (2) 応募事業者の定款（写し）
 - (3) 応募事業者の主要株主一覧

※ 書類提出にあたっての注意事項

- ・ 複数社で合同会社等を設立し共同してファンドの運営事業者となる提案を行う場合、「B その他提出書類の 1」について連名による申請を可とする。また、共同提案又は新設会社を設立する場合、参加申込書等にその旨を記載すること。なお、「B その他提出書類の 2(1)から(3)」についても関係各社分を提出すること。
- ・ 「A 企画提案書」、「B その他提出書類」について、DVD-R等のメディアに全ての書類の電子データを格納して郵送するか、E-mail に電子データを添付して提出すること。
- ・ 東京都から必要に応じて補足資料の提出を要請することがある。

別紙3 運営事業者選定基準

- 次に掲げる表中の「審査項目」を主な評価ポイントとし、運営事業者を審査・選定する。
- 「審査項目」のそれぞれにおいて、最低限の要求事項を充たしていない場合は失格となることがある。
- 「審査項目」のうち、特に重視しているものを「重点」区分として明示している

審査項目		審査区分	審査上の視点
① 応募事業者等の経営の健全性			
	・ 財務的基盤、信用力、業績		・ 本ファンドを継続的かつ安定的に運営するために必要な財務内容等を有していること
② 本事業の目的・趣旨の理解			
	・ ファンドの運営方針		・ 本事業の目的（リテール型中小規模データセンターの整備促進等）の達成に向け適切かつ合理的なファンド運営方針となっていること
③ ファンドスキームについて			
	・ スキームの実効性、合理性 （ファンド規模、ストラクチャー、投資形態、存続期間、投資期間等）		・ LPS やインフラファンドの組成経験等に基づいて蓄積されたノウハウ等を活用し、効果的かつ機動的に資金拠出、投資実行を行えるスキームとなっていること ・ 本事業の目的を達成するための合理的な存続期間、投資期間等が設定されていること
	・ コミットメントの確度 （GP 出資額、LP 候補者、LP 出資額）	重点	・ 本ファンドの運営事業者としてのコミットメント方針及び拠出金額に対する考え方が具体的に示されていること ・ 都の出資を呼び水としつつ、本事業の目的を達成するために必要な規模のコミットメントが獲得できる見通しが具体的に示されていること
	・ 投資対象、テーマ設定、回収方針などの実効性、合理性等	重点	・ 想定する投資対象が本事業の目的を達成するために適切かつ実現可能なものとなっていること ・ 本事業の目的達成に向けた適切な回収方針等が具体的に示されていること ・ 想定する投資案件について、都心のビルにも設置可能なタイプや、モジュールタイプ、コンテナタイプなど都内企業の近接地にも設置可能な規模のデータセンターが具体的に検討されていること。 ・ 都内及び東京近郊とする投資対象地域が十分に検討されていること。 ・ 投資対象について、新設案件、若しくは既存施設のリノベーション等による利活用案件であることが具体的に

			検討されていること。 ・ 想定する利用者について、十分に検討されていること。 ・ ファンドの規模に対して、整備するデータセンターの数・規模が合理的に検討されていること
	・ 環境やまちづくりへの配慮に係る取組（「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の認定制度（近日公表予定）、「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」の考慮等）	重点	・ 環境やまちづくりへの配慮の取組が具体的に検討されていること。 ・ 「環境に配慮したデータセンター整備促進事業」の認定制度や、都の「まちと調和したデータセンターに向けたガイドライン」の内容を十分踏まえたものとする。
	・ 組合員への分配のあり方、本ファンドに係る費用、運営事業者の報酬等の合理性（リスク・リターンに見合った分配規定、費用・報酬水準の合理性、クローバック条項）		・ 分配に関する考え方が出資リスクとリターンに見合った合理的なものとなっていること。特に都の出資金に対する想定利回りを本ファンドの民間出資等の想定利回りより低く設定する場合には、その必要性和妥当性等の根拠について、提示すること ・ 運営事業者に対する管理報酬等の設定が、ファンドスキームや投資スタイル等と整合的かつ合理的な水準となっていること ・ 本ファンドの業務委託に係るフィー等を含む本ファンド全体の組成、運用コストが、マーケット水準を踏まえた合理的な水準となっていること
④ 応募事業者等の経験、能力			
	・ 本ファンドと同種又は類似、関連するファンドに係る応募事業者、キーパーソン、連携する外部ネットワークそれぞれの実績、ノウハウ（組成実績、投資実績、パフォーマンス実績、専門的ノウハウ）	重点	・ 運営事業者として、データセンター分野への知見や投資実績がある者を有していること（共同提案者を含む応募提案者にデータセンター分野での専門的知見を有する者が不在の場合には、データセンターの設計・開発・運営等の知見を補完するための方策について、具体的に記載すること） ・ 本ファンドの目的に合致するデータセンターを整備するに当たり、外部のネットワークとの協業が必要な場合には、具体的な検討がなされていること ・ インフラを投資対象とするファンドの運営事業者として十分な経験と実績を有すること。なお、データセンターを投資対象とするファンドの運用経験と実績があればなお望ましい。

⑤ 本事業の投資チームの体制			
	・投資チームの実行力（各チームメンバーの実績、チームとしての投資実績、安定性、強み、可処分時間に対する提案ファンドへのコミットの割合）		・各担当の機能、役割分担が明確であること ・適切な能力を持った人材等が組織的に配置されていること ・チームとして有効に機能する体制であること ・本ファンドへの十分な工数面でのコミットメントがあること
⑥ 投資プロセスの実効性			
	・投資戦略、ソーシング、投資対象物件の管理体制等、エグジット戦略、運営する他のファンドとのコンフリクト排除のメカニズム	重点	・インフラ分野、特にデータセンター分野に関連する知見や豊富なネットワークを有しており、的確に投資物件を選定し供給していくための投資戦略やソーシング、案件選定のプロセスなどが機能的に構築されていること ・投資対象であるデータセンターの管理・運営体制を有していること ・投資対象物件の立地や種類等を踏まえ、本事業の目的達成に向けて適切かつ現実的なエグジット戦略を有していること ・コンフリクト排除のための機能的なメカニズムを構築していること
⑦ 本事業の管理・レポーティング体制等			
	・管理・レポーティング体制の有効性（チームメンバーの実績、チームとしての安定性、コンプライアンス監視体制、秘密保持の体制、利益相反防止の体制、これらに係るこれまでの取組状況、本ファンドによる成果の対外的な周知策（投資・支援実績）		・ミドル・バック機能を担う人材が適切に配置されており、ファンド運営に必要な管理・レポーティング体制が整備されていること ・コンプライアンス監視体制が機能的に構築されており、外部専門家（弁護士等）との連携体制が確保されていること ・秘密保持及び利益相反防止のための具体的な取組みが講じられており、その実効性が認められること ・東京都を含むLPに対して適切な頻度・内容でのレポーティングが実施できる体制が整備されていること ・本ファンドの投資・支援実績を対外的に周知するための具体的な方策が示されていること